

Title	財政学方法論に関連する問題：カール・メンガーおよび岡野鑑記博士の解釈に対する疑問の提出
Sub Title	Some questions on the method of public-finance science
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.7 (1966. 7) ,p.665(1)- 688(24)
JaLC DOI	10.14991/001.19660701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

田中敏弘著 『マンデヴィルの社会・経済思想』……………飯田 鼎 134 —イギリス18世紀初期社会・経済思想—
原 覚天編 『経済援助の研究』……………深海博明 135
隅谷三喜男著 『日本労働運動史』……………小松隆二 136
南 亮三郎著 『マルサス評伝』……………白井 厚 138 —その生誕200年の記念に—

財政学方法論に関連する問題

—カール・メンガーおよび岡野鑑記博士の解釈に対する疑問の提出—

高 木 寿 一

一、はしがき

昭和三十五年（一九六〇年）八月号の三田学会雑誌に、私は「一九五〇年代後期の日本の財政学における財政の本質および体系に関する問題」という表題の論文を書いたことがある。その「はしがき」に、武田・遠藤・大内力教授の共著「近代財政の理論」（一九五五年）序文の「これまでの財政学の著書のなかには……財政現象の本質とその運動法則とを明らかにすることによって、財政学を社会科学として確立するという点においては、かならずしも、じゅうぶんな努力が払われてはいなかったのではないかと思われる……」ということば、また安藤春夫教授の「財政学原理」（一九五八年）、時子山常三郎教授の「財政本質論」（一九六〇年）のそれぞれの「はしがき」に表明されていることばを引用した。そして、井藤↓安藤教授の解釈、井手文雄教授の「新稿 近代財政学」（一九五九年）、木村元一教授の「近代財政学総論」（一九五八年）、時子山教授の「財政本質論」、大内兵衛・武田隆夫教授の「財政学」（一九五五年）、武田・遠藤・大内力教授の「近代財政の理論」、島恭彦教授の「現代の国家と財政の理論」（一九六〇年）に表明されている解釈について、私自身の若干の疑問を提出した（三田学会

ところが、一九六〇年の秋に、岡野鑑記教授の「財政学方法論」が刊行された。したがって、私かもしその著作の刊行の予定を知っていたら、前記の論文（一九五〇年代後期の……）において当然にとりあげなければならなかった著作を落してしまったことになる。しかしその後、岡野教授は同書の改訂増補版を一九六一年十一月に刊行されている。さらに「国家租税原論」（一九六二年一月）、「所得税・法人税論」（一九六二年十二月）——この両書を総合し改訂増補した「国家租税論」（一九六五年十一月）、「国家経費の理論」（一九六五年九月）が刊行されている（さらに一九六五年には「財政学方法論概要」も刊行されている）。私はこれらの諸書を読むたびに、私よりも若干の年長者である岡野博士の学究的精進に感服せざるを得ない。特に強い関心を持ったのは「財政学方法論」と「国家経費の理論」である。

昨年、私は神戸大学の国民経済雑誌「松野賢吾博士記念号」（昭和四〇年九月）に、「財政学の研究における対象の把握について——ひとつの覚書」という論文を書く機会を得た（その内容は、少しく加筆して、大熊一郎教授・古田助教授と私の共著「財政政策」の第一部に私が担当した部分に含まれている）。ところが、岡野博士は本年三月に刊行された神奈川大学経済学会の「商経論叢」に「財政学の認識対象」という論文を載せておられる。その論文の副題は、前記の「国民経済雑誌」に収載されている私の「覚書に関連して」となっている。岡野博士のその論文の内容は、社会科学方法論から出発して、財政学方法論を述べ、前記の覚書に私が提起している若干の問題を、岡野博士の方法論の立場から検討し批判されている。そして、この論文を書いたのは「かねての持論として」いる財政学方法論に対する批判を得んがためであるとともに、科学方法論自体の重要性を強調せんがためである。というのは、一方で学問の発達が急速に進み、ますます分科してゆくのに反して、他方で学問方法論のほうがかえって軽視または無視される傾向にあるからである」と記されている（商経論叢三月号二五頁）。

私も科学的方法論自体の重要性は認めている。しかし、率直に云って、私は科学的方法論→財政学方法論について殊に弱いことは自から認めている。私はこの数年の間、現代財政学について、その「前進拠点」を確かめること→前進拠点の再検討を強調している。その再検討のためには、財政学の方法論を厳密に把握していなければならないことも認めている（私の把握に厳密さが乏しいのではないかと若干の不安の念を持っていることも、自から認めている）。いま、岡野博士が前記の「商経論叢」（三月号）において、特に私の「覚書」に関連して、方法論についての解釈を示されたことによって、私が自分の考えをさらに整理して行く機会を与えられたことを感謝している（その整理の結果が、岡野博士の解釈と同じものになるか、又は異なるものになるかは、その感謝の念に係わりないことは理解して頂けると思う）。

二、社会科学方法論の要約

岡野博士はその論文の課題である「財政学の認識対象」に進む前に、その社会科学方法論を要約している（その詳細は前記の「財政学方法論」第一章に述べられている）。さらにその要点を摘記しておこう。「科学または学問とは、論理的に体系化された知識の統一である」。「特定の方法論と体系を持たない学問は、真に一つの独立科学としての資格を持たない」。「科学的方法論の重要性は、ある特定の現存科学の具体的・特殊な認識対象を、方法論の武器によって、分析と総合を行ない、順次に不純な対象を整理し排除して、次第に普遍化と抽象化とを行ない、もって正しい論理的科学としての独自の体系にまで統一するところに存する。そのためには、科学的方法論の構造としての、科学の認識目的、認識対象と、認識方法とを確立することが先決問題となる」（同論文三頁参照）。

「科学における認識目的 (Erkenntniszweck) というのは、一個の独立科学を形成する目的は何か、ということである」。「この認識目的が確立していないと、認識対象を純粋化する基準を失い、不純な認識対象が混入して、その科学の本質を把握することができず、ついにその独立科学としての資格を失い、科学の名に値しない非論理的な雑然たる学問になってしまう」。

「確立された認識目的に即して、認識対象が選定されるのであるが、最初に重要なことは、経験対象と認識対象との区別である」。「経験科学の研究対象は、われわれの経験によって与えられた現実世界の経験的事実であるが……その複雑多様な経験的素材のなから、ある程度の独立性をもつ経験単位の多様な群を発見することができる。それは経験的事実のなかでの独立的な存在としての経験的総合体をさすが、その一単位の経験的素材を、科学の範囲または経験対象(Erfahrungssubjekt)というのである。しかし「このような経験対象はまだ科学の対象とすることはできない。それはまだ理論的・概念的に思维的加工を経ないものであるから、一定の認識目的(一定の見地)に立って、主観的経験対象のなから、より本質的な対象のみを抽出して、これを一定の普遍的見地の下に客観化し、もって意識的・合目的に作られた思维対象を把握しなければならぬ。このような思维対象を認識対象(Erkennnisobjekt)というのである」。「科学における認識対象が決定すれば、次の方法的段階は、認識方法の決定ということである」という(前記の論文三―四頁、詳しくは「財政学方法論」一九六一年版、七―一四頁参照)。

三、カール・メンガールの経済科学の三科分立論と財政学の定義

ここで岡野博士は、カール・メンガールの「社会科学および特に政治経済学の方法に関する研究」(Carl Menger, Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften und der Politischen Oekonomie insbesondere, 1883)における解釈をとりあげる。「」の書の第一篇第一章(国民経済の分野に関する研究の異なる諸視点について)の冒頭に、メンガールは「現象の世界は、二つの本質的に異なっている視点において観察され得る。それは空間と時間(Raum und Zeit)においてそれぞれの地位を持ちまた相互に具体的な関係を持っている具体的な現象であるか、或はまたこの具体的な関係の変遷のなかで繰りかえして現われる現象形態であるが、その認識がわれわれの科学的関心の対象をなしている。研究の第一の方向は、具体的なもの(Concreten)、いっそ

う正しくは、個別的なるもの(Individuellen)の認識に向けられ、第二の方向は現象の一般的なるもの(Generellen)に向けられる。そこで認識の努力のこの両者の主要方向に対応して、科学的認識の二つの大部類(Große Classen)が生ずることになるが、われわれはその第一のものを簡単に云って、個別的(Individuellen)な部類のものと名づけ、第二のものを一般的(Generellen)な部類と名づける」という。メンガールの解釈を詳しく説明する余裕がないので、ここではメンガールの経済科学の分類――(1)歴史的経済学、(2)理論的経済学、(3)実践的経済学――経済科学の三科分立論における財政学に関する解釈をとりあげることとする(その場合に岡野博士の「財政学方法論」と、「商経論叢」を参照しながら進める)。

カール・メンガールの前記の二つの科学的方法は、現象の個別的・具体的認識方法と、一般的・抽象的認識方法である。メンガールは個別的(具体的)現象の諸形態を「Typen(型)」と名づけ、それらの個別的・具体的な現象の形態(Typen)間に、程度の相違はあるが、規則的に繰り返して(反覆して)おこる関係を「Typischen Relationen」という。これを国民経済現象についてみれば、一方に個別的(具体的)現象と、その現象の空間と時間における個別的(具体的)関係とがある。また他方には個別的な型(現象形態)と、それが規則的に反覆する関係「Typischen Relationen(最も広い意味に理解して法則)」とがあることを区別せねばならない。国民経済の分野についても、個別的認識と一般的認識とがあり、それに対応してわれわれは現象の個別的なるものに関する科学と、一般的なるものに関する科学とを持つことになる。第一のものに属するのは、国民経済の歴史と統計学である。第二に属するのは、理論的国民経済学である。第一のもの(国民経済史と統計学)は、それぞれの観察の視点は異なっているが、個別的な国民経済現象を研究することを任務とする。第二のもの(理論的国民経済学)は、国民経済現象の現象形態と諸法則(一般的本質と一般的関連 das generelle Wesen und den generellen Zusammenhang)を研究することを任務とする。この科学の前記二つの部類のほかに、第三のものを考えなければならないが、その性質は前記の第一および第二のものとは本質的に異なっている。ここでわれわれがいうのは、いわゆる実践的科学的 Kunstlehren(私は実践的学術と訳

すべきであると思う)である。この種の諸科学は、歴史的な観察の視点 (Gesichtspunkt) においてもまた理論的な観察の視点においても、われわれに判らせるような事実を提供しない——この種類の科学は Was ist (何が在るか) という事実をわれわれに全く教えない。その科学の任務は、むしろ、種々に異なっている事情に従って、或る特定種類の努力が最も合目的に遂行されることができるようにするために拠るべき諸原則を確認する (feststellen) ことである。それらの科学は、一定の諸目的を達成するためには、事情の相違に依りて、Was soll sein (何があるべきか) をわれわれに教える。この種の国民経済の分野に関する実践的科学 (実践的學術 Kunstlehre) は、国民経済政策と財政学である。かくして、われわれの特殊の目的によって、三つのグループの科学に区別しなければならないことになる。第一は国民経済の歴史的科学 (歴史と統計学) であって、個別的な本質 (das individuelle Wesen — 高木註 個別的・具体的な事実が持っている本質的なものという意味に解すべきであろう) と個別的関連を研究し説明 (erforschen und darstellen) せねばならない。第二は理論的国民経済学であって国民経済的事実の一般的本質と一般的関連 (法則) を研究し説明せねばならない。最後に第三は、国民経済の実践的科学であって、それは国民経済の領域に対する合目的な (事情の相違に適應している) 諸措置 (Handeln) についての諸原則 (Grundsätze) を研究しまた説明しなければならない (国民経済政策と財政学) という (Carl Menger, Untersuchungen. S. 1, SS. 5-9 — 岡野鑑記者「財政学方法論」一五頁—一七頁参照)。

ここで現代の財政学の研究者にとって重要な課題は、カール・メンガーが財政を(財政現象を)どのように理解しているか、財政学をいかに理解しているか——その理解にたつて財政学をいかに定義しているかという問題である。

カール・メンガーは、財政学は「国民のうちで最大の特殊経済 (Singularwirtschaft)。(すなわち) 政府のほか財政権力を具有している経済活動の主体の家計 (Haushalt) の合目的な、諸事情に適應している、処置 (Einrichtung) についての諸原則に関する科学である」という。また、その章句の脚註では、「財政権力を具有している経済活動の主体の家計は、さまざまの特徴を持っており、そのことは、その合目的な処置に関する実践的科学の特質を基礎づけている。かつ、その家計はその本質からみて一つの特殊経済であって、それ故に財政学は実践的私経済学とともに、「実践的特殊経済学」の一般的なカテゴリーに属する」という (S. 256)。

カール・メンガーのこれらの章句は、極めて重要な意味を含んでいる。そして私はこの解釈に疑問を持っている。かつ、この訳文は岡野博士が「財政学方法論」そのほかの著作のなかに引用されている場合の訳文とは少しく相違している点がある(その相違は重要な意味を含んでいる点もある)。読者一殊に若い読者のうちには、メンガーの原文をみる機会が少い人々もあるから、ここに原文を念のために記しておくことにする。

Finanzwissenschaft, die Wissenschaft von den Grundsätzen zur zweckmässigen, den Verhältnissen entsprechenden Einrichtung der grössten Singularwirtschaft im Volke, des Haushaltes der Regierung und sonstiger mit der Finanzgewalt versehenen wirtschaftenden Subjecte.

この本文に関連して次の脚註がある。

Der Haushalt der mit der Finanzgewalt versehenen wirtschaftenden Subjecte hat mannigfache Eigentümlichkeiten, welche die Besonderheit der praktischen Wissenschaft von der zweckmässigen Einrichtung desselben begründen. Seinem Wesen nach ist er jedoch eine Singularwirtschaft und fällt die Finanzwissenschaft somit zugleich mit der praktischen Privatwirtschaftslehre unter die allgemeinere Kategorie der „praktischen Singularwirtschaftslehren.“

岡野博士は、メンガーの経済科学のこの三科分立論に同調する。メンガーが財政学を第三の実践的経済科学としての政策学の範疇に入れて、同調することに同調する。そして、この政策とは「目的実現のための手段の体系」をいうのであるから、この政策を研究対象とする「政策学」の学問的構造は三つの部分から成立する。第一は政策目的の設定、第二は現実の認識、第三は政策目的を実現するための合目的的手段の研究である。この第二は事実 (Sache) の認識であって、政策の歴史的研究 (財政史の研究) と、政策の理論的研究 (財政の諸原理・原則の研究) とがこれに属する。第三は現実を将来の目的 (Zweck) に向かって実現させるための合目的的手段の研究であるという。

ところが、財政学を政策学であるとする立場 (岡野博士の立場) では、第一義的に重要な部分は、第一の「正しい目的の設定」、すなわち、目的に対する価値判断の問題である。この目的の客観性、すなわち客観的価値判断の可能性が論証されなければ、目的実現のための手段の体系の研究である政策学 (財政学) は単なる技術論 (Kunstlehre) となり、ついに独立科学的存在価値を失うであろう。メンガーは、政策学 (財政学) を第三の科学としての科学的独立性を是認していながら、それを実践的経済科学としての技術学であると規定している。すなわち、メンガーは、科学において目的・当為または価値 (Sollen) の客観性を論ずることを拒み、目的を所与のものとして受取り、政策学は手段の合目的性の研究に限定すべきであると主張するのである。岡野博士は、カール・メンガーの三科分立論には同調するが——財政学を政策学の一つとした見解には同調するが、メンガーのこの主張には同調することができない。したがって、メンガーの財政学の定義の規定に同調することはできない。メンガーは政策学たる財政学は「合目的な事情に適応する」ものと前提して、所与の目的については、科学が価値判断を行なうことを否定して、国民経済政策とともに、財政学を単なる技術学に転落させているからであるという。岡野博士は、政策学 (財政学) における目的の価値判断の可能性を肯定し、政策学 (財政学) の科学的独立性を信ずるものであるという (この問題に関連する詳しい論証は、岡野鑑記著「財政学方法論」(第一章、第一節→第八節。「国家経費の理論」二二、三四頁参照)。

基本的解釈は、「商経論叢」(三月号)六―七頁に最少限度に要約して表現されている。この基本的な立場から財政学方法論が展開されている。ここに岡野博士の財政学方法論に関連する解釈とそれに対する私の疑問を提出するが、その場合に字句の簡潔を図るために「岡野解釈」という略語を使用することを予め許して頂きたい。

四、岡野解釈における財政の本質概念

岡野解釈においては「財政学の認識目的を、財政の本質を把握して、政策科学としての財政学を体系化することにおきたい。右以外の認識目的を設定することは自由であるが、右のように設定すれば、研究の目的は、まず第一に財政の本質を把握することである。この本質を一定の概念的立場 (武器) として、財政現象 (財政構造) の分析を行ない、もって財政学 (正しくは財政政策学) の科学的・総合的体系化が可能となる」という。

さらに財政学の認識対象について「認識目的を右のように設定すれば、その目的に即して、認識対象をいかなる範囲に限定すべきかが重要課題となる。財政現象は国家の活動より生じた経済現象である。……財政現象は経験対象としての広義の国民経済現象の一部であるから、そのなかから財政学固有の認識対象としての特定の経済現象のみを抽出して、これを財政学固有の認識対象として把握しなければならない」という。そして岡野解釈においては「財政の本質概念は国民の購買力の『強制移転的・配分経済』、または簡単に、『強制配分経済』という概念である。すなわち、財政の本質は、国家の財政活動によって、国民の購買力 (資源) を強制的に再配分するということである。この本質概念を武器として、財政現象の再検討を行ない、認識対象を次第に純粋化しながら、独立科学としての財政学の科学的体系を形成して行くのである」という。若干の財政学者の財政の本質概念 (ユスチ、ワグナー、ゲルロフ、リッチェル、スミス、ミル、ピグー、ハンセンの本質概念) を例示して「それらの本質概念の是非は、認識対象の是非を示すものであって、もし誤れる本質概念を基礎とするならば、ついに論理

的に体系化された独自の独立科学としての財政学は成立しないであろう」という(私はこれらの章句をもって表現されている岡野解釈に、財政学にとって基本的に重要な意味を持つものが内在していると思う。それはまた私が後に提出しようとする疑問に関連する)。

さらに財政学の認識方法について「財政学は政策科学の一種であるから、その認識方法は、目的論的認識方法によらなければならない。ゆえに、理論科学におけるような因果論的認識方法によるものではない。したがって、財政学の認識方法における構造は次の四つの階層から成立している」という。「その第一階層は、財政理想(財政の目標、目的もしくは当為・価値(Sollen))の定立であって、ここでは目的の価値判断の科学的可能性が論証されねばならない。第二階層は、財政事実(現象(Sein))の個別化的認識であって、過去における財政政策の個別化的・歴史的研究と現状認識であるが、財政政策史がこれにあたる。第三階層は財政事実(現象)の普遍的・理論的認識であるが、財政政策理論がこれにあたる。これは旧来の財政学において原理・原則と称されているものであって、理論経済学における因果論的研究の成果である経済法則とは異なるものである。第四階層は現存の財政事実(とくに第二階層における現存の財政制度)と財政理想の乖離あるいは矛盾を解決せんとする目的・手段の体系の研究(合目的性の研究)である財政政策論がこれにあたる。しかし、財政理想は究極目標であるから、この目標と現実との間には、同質連続性を存する中間目標を設定して、目的論の構造に即して、目的実現のための合目的的手段の研究を行なうべきである。これらの四階層から成る財政学の学問構造のなかで、最大の課題は、第一階層の「財政理想」の定立ということである」という(岡野博士のこれら解釈は「財政学方法論」九三―一九二頁にわたって示されているが、その必要な最低限度における財政学方法論の骨格は、前記の「商経論叢」三月号八―一三頁に記されている。「財政学方法論」のうち約一〇〇頁にわたって記されている岡野解釈をここに引用することはできないから、ここでは「商経論叢」に極度に要約されている最も新しく書かれた原文をここに引用したのである――またこの三田学会雑誌の読者がすべて「商経論叢」を入手することは困難であろうと思ったからでもある)。

岡野解釈においては、財政本質論に二つの類型があるという。(1)財政主体的本質論と、(2)財政作用的本質論である。

岡野解釈によれば、(1)財政主体的本質論は「財政を「国家の経済」あるいは「国家家計」という認識から出発して、国家の形式的主体性を重視するから、国家の強制性や共同欲望性を本質概念の中心となし、その認識の仕方は概ね外形的であり技術的である……」という。(2)財政作用的本質論は「国家の経済という主体性に重点を置かず、国家の営む経済すなわち財政の作用に重点を指向する本質論である。国家は何ゆえに、またいかなる目的をもって収支経済を営むか、国家には何ゆえに財政権という強制力が認められているか、国家の財政行為は国民経済にいかなる効果を与えるか、または効果を与えんと意図しているか、などを追及して財政の本質を探究せんとするものである」という。岡野解釈における財政の本質概念(強制配分経済)は、この(2)財政作用本質論に属するものであるが、国家の強制性を重視する点において多分に主体的本質論を含むものであるという(「財政学方法論」一九六一年版、一八六―一七頁)。さらに「財政政策の理想は、結局において『経済政策の理想』と一致するのではないかという問題である。それはその通りであって、財政学が経済政策学と同一範疇にある限り当然のことである。しかし、この二つの学問が異なるところは、政策目標実現の手段の差違にある。即ち、財政学は国家予算に裏づけられた国家の財政手段を通じて実施される範囲の問題のみを研究対象とするものである……しかし、財政学の研究範囲は、財政と国民経済との相関関係の面だけに存するのではない。財政現象それ自体の歴史的・理論的研究が存在するのである。財政学と経済政策学とは、政策学としての密接不離な関係を維持しながらも、それぞれ独立の科学としての内容と体系を持っているのである」という(「財政学方法論」一八九―一九〇頁参照)。

最近に発表された論文では、広く一般の国民経済現象(自由交換の市場経済現象)自体は、財政学の認識対象ではない。それは財政政策を実施する場(対象)としての「政策対象」なのである。財政学の認識対象と政策対象との混同が、財政学を方法論的混乱に陥らせている場合が多い。財政学の認識対象は、基本的諸問題(予算、経費、租税、公債その他)に普遍的に

共通する本質たる「強制配分経済的作用」を手段として、その政策対象である国民経済の均衡的発展を実現して行くことが財政政策なのであるという。また「政策論研究は、経費政策や租税政策が、政策対象たる国民経済の均衡的発展に対して、いかなる作用・効果を与えるべきかの研究が中心課題となる」という（「商経論叢」一九六六年三月号、一三一―一四頁、一五頁参照）。

五、カール・メンガーおよび岡野解釈に対する疑問の提出

カール・メンガーおよび岡野博士の財政学に関する解釈の基本的諸特徴について述べてきたが、ここにそれらの解釈について、私が持っている若干の疑問を提出したい。そして、岡野博士を含めて、多くの財政学研究者の方々の教示を仰ぎたいと思う。

社会科学としての財政学の認識目的が、財政の本質、財政現象の本質概念の把握にあることは私も認める。財政学方法論の次の段階は、財政学の研究対象における認識対象と経験対象の区別であろう。ところがこの課題になると、カール・メンガーおよび岡野解釈とは、また近代の支配的解釈と、私が持っている解釈とは相違している。

(1) 財政本質論の類型に関連して

前記のように岡野解釈において、財政本質論に二つの類型として、財政主体的本質論と財政作用的本質論があるという。そして岡野解釈は（主として）財政作用的本質論に属するという（「財政学方法論」一八七頁）。私は作用的というよりは、機能的本質論という方が正しいと思う。岡野博士の「国家経費の理論」（一九六五年）には「国民経済的機能（作用・効果）」という表現がある（同書一四八頁参照）。岡野解釈においては、財政作用的本質論と云っても財政機能的本質論と云っても、同じ意味であると解してよいであろう。

私はかねてから、財政の本質を財政の社会経済的機能に求めることには（ここでは財政機能的本質論に）疑問を持っている（例えば、三田学会雑誌、昭和三十五年八月号、一三頁参照）。私のこの解釈については安藤春夫博士によって質問されたことがある（東北学院大学論集第四〇号経済学、昭和三十六年十二月号「経費論の財政学的限界」二三四頁、「花戸竜蔵博士古稀記念論集」財政学の課題、昭和三十七年九月刊行）所載の安藤博士の論文五四頁参照）。

財政学方法論の必要性を説いている岡野解釈の一節に「社会現象の一部である財政現象も、時代と場所とによって著しく変化し、従ってその変化する財政現象を研究対象として、研究してきた財政学の法則や原則や理論が、時代と場所とに対応して、次第に変化してきたことを意味する……財政現象を研究対象とする財政学の研究方法もまた、必然的にこれに対応して、その発展を遂げて行くべきものと考えられる」。また「本来、社会科学の研究は、歴史的制約の下で行なわれるべきものであるから、財政学の研究もまた、財政現象の歴史的变化に応じて行なわれるべきものである。第一次および第二次大戦という二大事件によって、資本主義経済はその量と質とにおいて一大変化を遂げ、従って財政現象もまた一大変化をもたらした。従ってこの変化した財政現象を正しく理解するための道具としての財政学が、新しい方法論に鍛え直されて新しい任務を持つ新しい財政学として登場すべきであることは、改めて多言を要しないであろう」という一節がある（「財政学方法論」三頁、六一―七頁参照）。ここで「第一次および第二次大戦という二大事件によって」と云い、また「国家経費の理論」（一九六五年）の序文においても、「資本主義が二度の世界大戦の試練をうけるに及んで、財政、とくに国家経費が演ずる国民経済的機能は、極めて重大な意義を持つにいたったのである」という（序文三頁参照）。この両書において一九三〇年代前期の「世界経済恐慌」という重大な事実をあげていないのは何故であろうか。岡野解釈では世界経済恐慌は財政の国民経済的機能の変化に重大な意味を持たないということになるのかという疑問を持つ。世界経済恐慌という深刻な経験的事実を反映してケイ

ンズの「雇用・利子・貨幣の一般理論」(一九三六年)が現われた。そのケインズ理論を基礎とし発展させたハンセンの財政政策理論を岡野解釈においては高く評価して、「財政の作用は、原理的にはハンセンの補整的財政政策の域を出ない」という解釈を示している(「財政学方法論」一九二頁参照)。

財政現象は社会現象の一形態であり、時と所とによってその形態を異にする歴史的现象である。個別的・具体的な財政現象はそれぞれ常に或る歴史的・偶然的な属性を持つ形態において発現している。財政の本質はその個別的・具体的なまた可変的な財政現象(財政事実)に含まれている普遍的なまた不変に存在するものに求めらるべきである。財政現象は財政活動の発現形態である。財政活動はそれぞれ歴史的な性格を持つ社会経済的機能を現わすが、財政活動に財政現象の本質を求めないで、その財政活動が現わす社会経済的機能に財政の本質を求めるとは、論理の飛躍かまたは逆転ではないかと私は考えている。

「財政主体的本質論」は、財政Ⅱ国家家計という認識から出発する。メンガールの解釈の理解について一つの疑問を提示したい。カール・メンガールの財政学の定義においては、財政を特殊経済Ⅱ政府そのほか財政権力を具有している財政活動の主体の家計と理解している(ここで私が一つの特に疑問としていることは、「財政学方法論」から最近の論文にいたるまで、すべての著作において、岡野解釈では経済主体の会計と表現されていることである。Hauschildを家計と云わずに会計と云っておられることには、何か特別の意味を含んでいるのであろうかそれとも同じ意味なのであろうか)。

岡野解釈では、メンガールの三科分立論に同調するが、メンガールの財政学の定義には、(前記のように)価値判断を行なうことを否定している故をもって、同調できないという。岡野解釈では、カール・メンガールの財政本質論は二つの類型のいずれに属するとも示していないことは、私の疑問のひとつである。メンガールの財政学の定義では、「国民のうちで最大の特種経済——政府そのほか財政権力を具有している経済活動の主体の家計の……」と云っている(本論文六頁参照)。財政を国家

計であるという認識から出発しており、またその家計を財政権力を具有している政府その他の家計と云っているのであるから、国家の強制性を本質概念としていることにおいて、カール・メンガールは岡野解釈における財政主体的本質論に属することになるのではないか(このように理解することは誤りであるか、または、そう理解してよろしいかご教示を得たい)。

しかし、ここで私は、財政現象の本質の解釈について、財政主体的本質論にも財政機能的本質論にも同意できないことを表明しておく。

(2) 財政現象の本質概念に関する解釈

財政現象の本質概念に関する私の解釈は、極めて簡単・素朴なことから出発する(読者のうちには余りにも簡単なことをいうと思う人々があるかもしれないが、私は簡単・素朴だと思われることのうちに、また *self-evident* または *negligible* なことだと一般に思われていることのうちに、基本的に重大な課題が潜在している場合があると思う。ここでも極めて簡単なことから出発して、また極めて徐々に進んで行くことを予め許されたい)。

財政学は財政という社会現象Ⅱ財政現象を研究対象とする学問である。財政現象は財政活動の発現形態である。財政活動の主体は国家・公共団体を代表する政府(その関係機関および社会化産業を含めて)である。その財政活動はそれらの経済活動の主体Ⅱ経済主体が、経済財を調達し処分(使用と保蔵または貯蔵)して、用役・財貨・貨幣の提供という形態における国家(公共)給付を作出する。

社会会計の概念で表現すれば、財政活動の主体は政府部門(Government Sector)を形成している諸経済単位である。その政府部門を形成している経済諸単位の経済活動は、民間部門(私経済部門ⅡPrivate Sector)を形成している経済諸単位との関係(経済的結合関係)においては、公共経済的過程Ⅱ権力的(支配的・被支配的)・非交換的(無償的)関係における経済的過程

と、市場経済的過程Ⅱ任意的・交換(有償的)関係における経済的過程とに行なわれる。

カール・メンガーおよび岡野解釈において「国民経済」という表現があるが、その「国民経済」ということは、「国民的
社会経済」という意味に理解することが許されるであろう(そのように理解することは許されないであろうか。もし許されないと
いうならば、私は改めてその説明を求めざるを得ない)。

財政活動の主体をなしている経済諸単位Ⅱ政府部門(Government Sector)を形成している経済諸単位と、民間部門を形成
している経済諸単位との関係において、(1)政府部門を形成している経済諸単位の権力的(強制的)・非交換的(無償的)な
収入調達Ⅱその典型的形態は租税および租税に準ずる収入(租税専売収入・社会保険料Ⅱ社会保障税そのほか)の強制調達であ
るが、それらは民間部門を形成する経済諸単位にとっては権力的支配・被支配的關係で「強制された資金の処分」である。
またいわゆる「匿れたる経費」の形態の財貨・用役の現物調達を行なうことも、民間部門の私経済的諸単位にとっては「強
制された財貨・用役の処分」である。それによって私経済諸単位は公共経済關係に参加している。政府部門の経済諸単位が
公共経済的過程を通じて調達した(民間部門の経済諸単位が強制的に処分せられた)資金・財貨・用役を処分して、用役の提
供・財貨の提供・貨幣の提供を内容とする「公共財」を作出して民間部門の経済諸単位に無償で提供する。——民間部門を
形成する経済諸単位に非交換關係において提供する。この政府部門と民間部門とを形成する経済諸単位はこの経済的結合關
係において——この経済的結合の過程を通じて、国民的社會經濟における公共経済的領域が形成される。

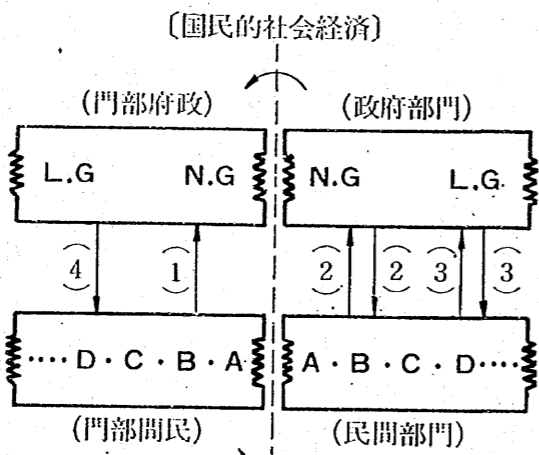
同時に、(2)政府部門を形成する経済諸単位と、民間部門を形成する経済諸単位とは、任意交換的(有償的)關係におい
て——この経済的結合過程を通じて、資金・財貨・用役の需要者としてまたは供給者としての経済活動を行なっている。こ
の経済的結合關係——経済的結合過程を通じて、国民的社會經濟における市場経済的領域が形成される。

かくして、国民的社會經濟は、それぞれ、政府部門を形成する経済諸単位と民間部門を形成する経済諸単位との、公共

経済的結合關係——結合過程と、市場経済的結合關係——結合過程によって、公共経済的領域と市場経済的領域とによって形成
されていることになる。(公共財に関する私の解釈は、マズグレイブの解釈の内容と相違していることを記しておく。)

ここに国民的社會經濟における政府部門と民間部門の二つの結合關係——結合過程によって、二つの領域(公共経済的領域
と市場経済的領域)が形成されていることを説明するために簡単な図表を示しておく。図表の政府部門のN・Gは国家を代表
する政府(National Government)、L・Gは地方公共団体の政府(Local Government)の略字とする。民間部門におけるA・B・
C・D……はそれぞれ私経済諸単位を示す。政府部門と民間部門との間の矢印の

市場経済的領域
(任意・交換關係)



(権力的・非交換關係)
公共経済的領域

財政学方法論に關連する問題

矢印の
(1)は公共経済的収入の典型的形態である租税および租税に準ずる収入を示す。
(2)は市場経済的収入の典型的形態としての任意公債収入による資金の調達を示し、(2)↓は公債応募者に対償として有価物である公債(証券公債・登録公債などの形態)が引き渡されることを示す。(3)は政府の財貨サービス購入のために資金が支払われ、財貨・用役が民間部門の経済諸単位から政府部門に吸収されることを示している。かくして政府部門を形成する経済諸単位が調達した資金・財貨・用役を処分して、公共財を作出し提供すること(その内容は資金・財貨・用役の非交換的・無償の提供を行なうこと)を(4)の矢印によって示したのである(この図では財政活動の形態の主要な例を示しただけである。財政活動のすべての形態について説明しようとするれば、この図表をはるかに大きなものにしなければならなくなる。詳しくは、拙著「財政政策」第一部、一一一三八頁を参照されたい。同書二六頁に「財政活動の諸形態」を表示したのは、財政学の研究において、しばしば、研究の対象としている個々の問題の

所在の把握が混乱している場合があると思うからである。

いわゆる「財政主体の本質論」は実体的には「国家（公共）家計本質論」であって、財政活動の主体（財政活動の主体としての経済諸単位——社会会計的に云えば政府部門を形成している経済諸単位）の経済活動のうちだけに財政の本質を求めている。さらに基本的には（また極く簡単なことを云うが）、経済活動は、またその一形態である財政活動も、経済財の獲得活動であって、経済財の処分、さらにその処分によって作出される公共財の提供は経済活動ではないという解釈——また財政活動の主体としての政府が（政府部門を形成する経済諸単位が）租税の形態Ⅱ貨幣税・実物税の形態で経済財を強制徴収することは、民間部門を形成している経済諸単位においては経済財の「強制された処分」であることを認めようという解釈になる。財政現象の本質は財政活動の主体の活動にのみ求めるべきではなくて、民間部門を形成する私経済諸単位の公共経済的活動にも求められるべきであると思う。換言すれば、財政活動の主体である政府部門の経済諸単位と、民間部門を形成している経済諸単位とが、公共経済的結合関係に参加していることによって、その公共経済的關係——公共経済的過程において行なわれる経済活動のうち、財政（財政現象）の本質を求むべきであると私は解釈している。

私は財政（財政現象）の本質は、国民的社会経済において、公共経済的關係に参加している限りに於いて、政府部門を形成している経済諸単位（政府）が、民間部門を形成している経済諸単位から、権力的（強制的）に、およびまたは（and/or）、非交換的（無償的）に、経済財を調達し、また民間部門を形成する経済諸単位が強制された処分を行なうこと——公共経済領域における政府部門を形成している経済諸単位として経済財の処分を行なう非交換的（無償的）に公共財を提供する事実Ⅱ私経済諸単位が公共財を無償で享受する事実——それらの公共経済的現象に（財政—財政現象の本質を）求め得ると解釈する。

財政学の研究対象を経験対象と認識対象とに区別すれば、財政現象は財政活動の発現形態であるから、市場経済における財政活動も（政府とその関係機関・社会化産業の経済活動を含めて）、経験対象として財政学の研究対象となる。しかし、財政学

の認識対象となるものは、財政の本質についての前記の解釈にも示されているように、国民的社会経済における公共経済的關係に参加している限りに於いて、政府部門と民間部門とを形成している経済諸単位の財政活動（その発現形態としての財政現象）だけである。

（3）カール・メンガーの経済科学の三分科論に対する批判と「財政学の体系」

カール・メンガーが経済科学を三つの分科とする解釈に岡野博士は同調するが、科学が価値判断を行なうことを否定することにおいて同意することができないという（この論文の八頁を参照されたい）。

この岡野解釈について、私は全く逆な解釈を持っている。私はカール・メンガーの経済科学の体系に関する解釈は、財政学方法論としては同意できない。しかし、財政学について価値判断を行なうことを否定する解釈には同意する。その理由を簡単に説明しよう。

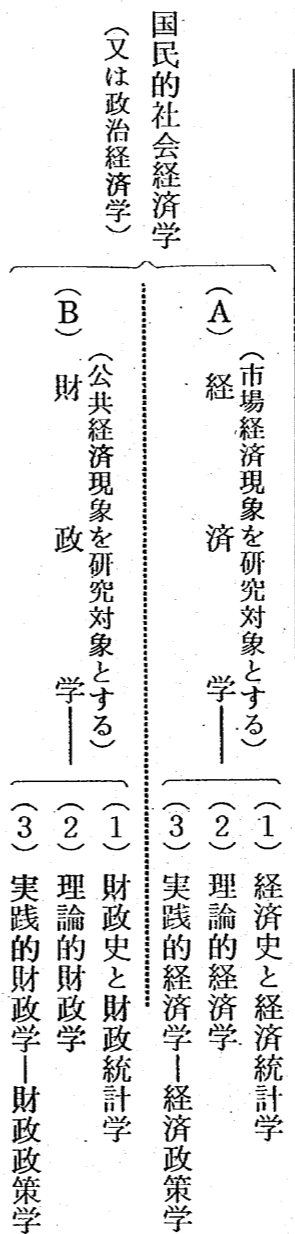
カール・メンガーは経済科学を、（1）経済史・統計学、（2）理論的経済科学（理論的国民経済学）、（3）実践的経済科学（国民経済政策論と実践的特殊経済学）とし、実践的特殊経済学を財政学と実践的私経済学とする。財政学と経済政策学は同一のグループに属するものとする（この論文五—六頁参照）。

このメンガーの解釈は、国民的社会経済における市場経済の領域における現象Ⅱ市場経済現象を主として考察の対象としている結果を現わしている。もし、国民的社会経済が市場経済の領域と公共経済の領域から構成されている事実を認めるならば、財政学は経済政策学と同一のカテゴリーに属するという解釈にはならないはずである。いま一度、本論文一七頁の図表を参照されたい。その図表の中央の点線に特に「←」という記号を記しておいた。メンガーの解釈は、いわばこの図表の右側の部分Ⅱ市場経済の領域を、左側の部分の上に重ねて（←）、市場経済の領域の考察を通して、財政学の認識対象とな

るべき公共経済領域における財政現象をみようとしている。その結果として、財政学を政策学の部類に入れて、経済科学における財政学を実践的科学として、経済政策学と同一のカテゴリーに属せしめることになったのであろう。メンガアの著書は一八八三年に刊行されたのであるから、国民的社会経済に市場経済と公共経済という二つの領域が存在するという事実の意識が弱かったためであるかもしれない。しかるに、現代の代表的財政学書のひとつであるU・K・ヒックスの「財政学」(一九五五年)においてすらも、「財政学は本質的に経済学 (Economics) の一部門である……財政学は応用経済学の分野に属すべきである……財政学は一つの Art である」という解釈があるのは甚だ遺憾に思う。私はそれを誤った解釈であると断定する(例えば拙著「財政政策」第一部、五―六頁、二二―二五頁参照)。

私がこのように思い切った断定を述べると、それは理由なき暴言である——それならば私はいかなる経済科学の体系を考えているのかという読者が多いと思う。

それ故に、まず、私がかねて持っている解釈を要約した表を示しておく。



この財政学体系が成立する可能性があるか、またはその可能性がないかを決定する最も重要な要因は、前記のように規定した財政現象の本質と財政学の認識対象となる財政現象について(一八一―一九頁参照)、カール・メンガーが理論的経済学につ

いて述べていることばで云えば(五―六頁参照)、「一般的本質と一般的関連(法則)を研究する」科学—理論的財政学が成立するかという問題であろう。殊に財政学固有の認識対象となるべき公共経済の領域における財政現象に関する「法則」または「法則的關係」の問題であろう。財政現象(財政事実)については、「法則」または客観的・必然的な因果関係(因果法則的關係)が存在し得る可能性は絶対的であり得ないか。

市場経済現象には「法則」または「法則的關係」が存在するが、財政学の研究対象である財政現象(財政事実)に関しては「法則」または「法則的關係」なるものは存在しないという人々があるかもしれない。しかし、私はその法則または法則的關係が存在し得る可能性がある—また現実中存在していると思う。ここで簡単な例を示そう。

財政活動の主体としての政府の公共経済的収入の典型的形態である租税収入の源泉—税源は、国民的社会経済において民間部門を形成している経済諸単位の所得または財産である。その租税に関する(制度的)構造に変更がない場合に、租税を強制徴収される—強制された資金の処分を行なう民間部門の経済諸単位の所得の増減、(およびまたは)所有財産価値の増減があれば、その事実を原因とする必然的な結果として、租税の自然増収または自然減収が生ずる。例えば、前記の図(二七頁)に示される公共経済領域を形成している民間部門の経済単位A・B・C・Dの所得が増加すれば(または減少すれば)税源の増減という具体的事実が発生すれば、それを原因として、程度の相違はあるが、その結果は規則的に反覆して、必ず租税収入の自然増加・自然減少という事実¹⁾に現われる。—その事実の存在を認めるならば、それは財政現象(財政事実)に、「法則」または「因果法則的關係」の存在を証明することにならないであろうか(私はその存在を証明していると思う。公共財の無償提供—無償享受という事実と、その結果としておこる事実との間にも、必然的な因果法則的關係が存在すると思う)。

私はワグナーのいう「経費膨脹の法則」なるものが法則というに値するかという問題に関心を持っている。現代のわが国の代表的財政学書の著者は、いずれも法則というに値しないという解釈を表明している。それに対して、私はワグナーの「経

費膨脹の法則なるものは、資本主義経済の歴史的発展の特殊段階（それは資本主義強国の経済発展が帝国主义へ移行しつつあった特殊段階）において、必然的に現われる条件を原因とした必然的結果を示しているものとして、その意味において「特殊法則」というに値するものと思う。私は少くとも、いかなる意味においても法則というに値しないと云い切れないと思う」と考えている（拙著「財政政策」第一部二二—三四頁参照）。

この問題に関連して、岡野博士の「国家経費の理論」に「必然性は法則性につながるものであるから」という章句がある（同書、二〇四頁参照）。しかし、岡野解釈の結論は「かりに経費膨脹の法則なるものが、法則的価値をもつと仮定すれば、それは財政法則としてではなく、理論経済学における経済法則として定立さるべきものである」という（「商経論叢」三月号一七頁）。しかし、岡野解釈においては財政学は政策学であるから、その定義によって財政法則からは排除されてしまう。ここで「経済法則」としてというのは市場経済現象に関する法則という意味であろうか、それとも公共経済現象に関する法則という意味をも含んでいるか、私にとっては疑問である。

最近刊行された佐藤進教授の「日本財政の構造と特徴」（昭和四十一年五月）に、ワグナーの「経費膨脹の法則」について、膨脹している「これらの経費が帝国主义段階の資本蓄積と関連した膨脹の内在的動機を有することは否定できない」。またワグナーの経費膨脹の法則の解釈は「……これを帝国主义段階の特有な歴史法則としてではなく、財政の一般的法則として主張した点で誤っている」と解釈されている（同書、三七頁、七六頁参照——私は佐藤教授そのほかの私よりも年齢の若い財政学研究者の著作・論文を読むたびに、常に何か新鮮な示唆が得られることを楽しみにして愛読するが、いま佐藤教授の近著からまたまたよい示唆を得たことを感謝している）。私はワグナーの経費膨脹の法則は（ワグナーの）「財政の発展法則の一つの形態である……」と考えている（前記「財政政策」一二四頁参照）。佐藤教授が「……帝国主义段階の資本蓄積と関連した膨脹の内在的動機……」という点は、私は「財政の発展法則」に関する問題と理解したが、それでよろしいであろうか。また「帝国主义段階の特有な歴

史法則」ということは、前記の私の「帝国主义に移行しつつあった特殊段階」において……特殊法則ということと同じ意味に解してよろしいか。ただし「財政の一般的法則として主張した点で誤りである」という解釈には私は疑問を持つ。ワグナーは「この法則は、少くとも現代の文明時代の進歩しつつある文化的諸国民についての経験的観察の結果であって……」と云って、実体的には第一九世紀第3↓4四半期における先進資本主義強国における事実について云っているものであって、一般的法則として云っているのではないと思う（いずれ適当な機会に佐藤教授の教示を受けたいと思っている）。

六、価値判断の問題に関する解釈——むすび

財政学を政策学とする岡野解釈においては、財政科学について価値判断を行なうことを是認するか否定するかは、極めて重要な課題である。岡野博士の諸著作において、かなり多くこの課題が検討されている。この私の論文においても、私の解釈（この問題に関する岡野解釈に対する疑問提出の理由）を述べなければならぬのであるが、この論文がすでに余りに長くなってしまったので（所定の分量を越えているので）、結論的な部分だけを述べることに止めざるを得ないことを許して頂きたい。

私は、価値判断は、同一の事実についても、判断者のイデオロギーおよび利害関係などによる主観的な性質を持つてい

ると思う。財政学の認識対象としての財政現象を、客観的な事実として認識するためには、価値判断を排除すべきである——

主観的性質を持つ価値判断そのものは、財政学の研究対象に属さないとと思う。

この問題についてリンダール (Erick Lindahl) の解釈を引用しておこう。

リンダールは、ミュルダールの批判（国民経済学説の形成における政治的要素、スウェーデン語版一九三〇年に示されている批判）に対して約三〇年のあいだ一度も答えなかったが、一九五九年にオーリン教授の記念論集の論文「租税原則と租税政策」において、始めてミュルダールの批判に答えている。その一節に、経済の領域において、何が公正であるかについての観念は、政

治的な価値判断に依存して、その政治的な価値判断は科学的基礎を与えることはできないが、ウィクセルも自分(リンダール)も、これらの観念との関係(Relationship)を——**事実的な因果関係(Factual causal relationships)**を——明らかにすることは科学的分析の主題となし得ると解釈している(この論文については、三田学会雑誌、昭和三十八年八月号、一頁―二〇頁を参照されたい)。私も価値判断を行なうことそれ自体は財政学(さらに財政学の一部としての財政政策学——前記二〇頁の表におけるB(3))の課題ではないと考えている。そして客観的事実としての因果関係を研究することは財政学の課題であると解釈している。

岡野博士が私に対して提示された若干の問題が残っているが、それらは財政学方法論の問題としては重要性が少い課題もある。他の機会に譲らして頂くことを許されたい。なお「商経論叢」の論文に表明されている解釈についての理解のために親しく書簡による注意などを与えて下さった。いま、この論文を書き終って、この「はしがき」に記したように、私が自分の考えを整理する機会を与えられたことを感謝しながら、私の論述のうち、岡野博士に失礼になるようなことを云ってしまったかもしれない。しかし、われわれは——岡野博士も私も、自から好んでこの途を選んで、いまにいたるまで学究生活としての生涯を持っているものとして、専攻の学問に関することについては忌憚なく意見を開陳したことは諒解して頂けると信ずる。

(昭和四十一年五月二十六日 記)

独占資本主義段階と社会政策研究

——大河内一男教授還暦記念論文集

「社会政策学の基本問題」によせる——

飯 田 鼎

- 一、はしがき
- 二、社会政策論におけるいわゆる生産力説(大河内理論)の形成過程
- 三、生産力説の合理性とその限界
- 四、社会政策論の前進のために

最近、わが国の社会政策学研究の方法をめぐって、次第に反省と批判の声がかかれようとしている。それは一言にしていえば、労働問題の研究を、社会政策学という形で行ってきた従来の接近方法が、果して妥当であるかどうかという点にある。何故にこのような批判があらわれたのかといえは、ひとつには、一八四九年頃から一八五五年頃まで、非常に活発に展開された社会政策の本質論争の学問的成果に対する疑問としてであり、いまひとつは、社会政策学の本質の理解そのものから出発しているといえるであろう。前者の場合においては、この論争がほとんどみろべき成果をあげることができなかったという認識⁽¹⁾があり、後者については、労働問題研究を社会政策学という形で行うことは適当ではないという判断⁽²⁾が存在する。